

銚田・大洗広域事務組合人事発令要領

令和3年4月1日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、銚田・大洗広域事務組合管理者の権限に属する人事に関する発令（以下「人事発令」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事発令)

第2条 人事発令については、銚田市人事発令要領（平成19年銚田市訓令第25号）の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。